

# 東チモール避難民救援国際平和協力業務実施計画

平成11年11月

## 東チモール避難民救援国際平和協力業務実施計画

### 1 基本方針

本年8月、東チモールにおいては、インドネシア共和国政府が提案した東チモールにおける特別な自治に関する枠組案に対する東チモール人の民意を確認するための直接投票が実施されたが、その後、同地域のインドネシア共和国との統合の維持を求める勢力の武装組織が同地域のインドネシア共和国からの独立を求める住民等に対する発砲、殺害、放火等の犯罪行為を開始し、紛争が発生するとともに、治安が極度に悪化した。この過程で、東チモールにおいては大量の避難民が発生し、西チモールにも多数の避難民が流入した。これらの避難民の生活状況は、人道的な観点からみて危機的なものとなっている。

このような状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）を始めとする各種の人道援助機関等が援助活動を実施しており、本年10月には、各国に対し、国際連合が東チモール避難民救援に関する協力の要請を行った。

我が国に対しても、西チモール所在の東チモール避難民に対する人道的な国際救援活動のための輸送業務の実施についてUNHCRから要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、東チモール避難民救援国際平和協力隊を設置することとし、これに我が国の東チモール避難民救援活動を円滑かつ効果的に行うための連

絡調整の分野における国際平和協力業務を行わせるとともに、自衛隊の部隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号に規定する受入れ国の人道的な国際救援活動への同意及び国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

## 2 東チモール避難民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

### (1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア イに掲げる業務のうち派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち輸送に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

### (2) 派遣先国

インドネシア共和国とする。

ただし、フィリピン共和国において、(1)イに掲げる業務（これに附帯する業務としての物資の補給を含む。）を行うことができる。

### (3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成11年11月22日から平成12年2月21日までの間

### (4) 東チモール避難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 6名(ただし、人員の交替を行う場合は12名)

(イ) (1)イに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

東チモール避難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)イに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

(1)イに掲げる業務を行うための航空自衛隊の部隊(人員150名)

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃2丁

② 航空機

輸送機(C-130H)4機及び多用途支援機(U-4)1機

③ その他

自衛隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イに掲げる業務に必要な装備(①及び②に掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東チモール避難民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を東チモール避難民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。